教私第1663号

令和２年６月11日

各私立幼稚園・認定こども園設置者　様

大阪府教育庁私学課長

（公印省略）

令和２年度 大阪府私立幼稚園等特別支援教育に係る助成のための調査について（通知）

日頃より、本府私学行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

本府においては、障がいのある幼児(以下、「障がい幼児」という)を受け入れ、かつ特別支援教育の充実を図る事業を行う府内の私立幼稚園・認定こども園に対し、助成を行っています。

つきましては、当該事務の適正かつ円滑な執行を図るため、事前の調査を実施します。当該補助金の申請を予定する園は、「大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金交付要綱」及び別紙「申請上の注意事項」を十分にご確認の上、下記のとおり必要書類をご提出いただきますようお願いします。

記

**１．大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金の趣旨**

府内の私立幼稚園・認定こども園に就園する障がい幼児の特別支援教育の充実を図る。

**２．調査対象園　（当該補助金の交付対象となる園）**

　　就園する障がい幼児に対し、教育上特別な配慮を行っている府内の私立幼稚園、認定こども園のうち、令和２年度において当該補助金の申請を予定している園を、本調査の対象とします。なお、対象となる設置者は次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 設置する施設の種類 | 対象となる設置者 |
| 幼稚園  （施設型給付を受ける幼稚園を含む） | 設置者の形態は問わない |
| 幼稚園型認定こども園 | 学校法人 |
| 幼保連携型認定こども園 | 学校法人 |

※上記施設の設置者で学校法人化のための努力をする者も交付対象とする。

**３．対象となる幼児**

|  |  |
| --- | --- |
| 設置する施設の種類 | 対象となる幼児 |
| 幼稚園  （施設型給付を受ける幼稚園を含む） | 在園児 |
| 認定こども園 | 表１のとおり |

表１［認定こども園において対象となる幼児］

認定こども園については、○がついている支給認定区分の園児のみが対象となります。

(平成27年３月10日付け国資料より抜粋)

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 認定こども園 | | | １号 | ２号 | ３号 |
| 幼保連携型 | 学校法人立 | 新設 | **○** | ● | ● |
| 旧接続型 | **○** | **○** | ● |
| 旧並列型 | **○** | ● | ● |
| 上記以外 | | ☆ | ● | ● |
| 幼稚園型 | 幼稚園部分が  学校法人立 | 単独型 | **○** | **○** |  |
| 接続型 | **○** | **○** | ☆ |
| 並列型 | **○** | ☆ | ☆ |
| 上記以外 | 単独型 | ☆ | ☆ |  |
| 接続型・並列型 | ☆ | ☆ | ☆ |
| 保育所型 | | | ☆ | ● | ● |
| 地方裁量型 | | | ☆ | ☆ | ☆ |

○：私学助成（国特別支援教育経費）

●：一般財源化前の障害児保育事業

☆：多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）

（１）当該補助金における「障がい幼児」とは

令和２年５月１日時点で園に在籍し、専門的見地からの診断があり、かつ教育上特別な

配慮を要すると認められる満３歳～５歳の園児

（２）「教育上特別な配慮」とは

当該園児の生活上や学習上の困難を改善・克服するため、園が行っている継続した配慮

のことで、教職員の加配措置等

※一過性の病気や既往症は、当該補助金を支給する上での障がいには含まれません。

また、一過性の病気や既往症に対する応急措置の用意等を行うだけでは、当該補助金を

支給する上での教育上特別な配慮とは認められません。

**４．補助予定単価（園児ひとりにつき）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設類型 | 障がい幼児  １人 | 障がい幼児  ２人以上 |
| ・学校法人立の幼稚園（施設型給付を受ける幼稚園を含む）  ・学校法人立の認定こども園 | ３９２千円 | ７８４千円 |
| ・学校法人立以外の幼稚園（施設型給付を受ける幼稚園を含む）  ※学校法人立以外の認定こども園は対象外 | ３９２千円 | ３９２千円 |

※単価が変更（減額）になる可能性がありますので、ご留意いただきますようお願いします。

**５．補助対象経費**

令和２年５月１日時点で在籍する障がい幼児の教育・保育に直接必要な経費のうち、次の

（１）及び（２）に掲げるものを補助対象経費とします。

（１）人件費

障がい幼児に対し、教育上特別な配慮を行っている特別支援担当教職員の人件費

① 次に該当する教職員は、当該補助金を支給する上での特別支援教育担当教職員には

含まれません。

・園長

・学級担任

・25人を超える３歳児学級の副担任

② 上記①に該当する教職員のうち(a)(b)の要件をどちらも満たす場合は、当該給与を

人件費として計上することができます。なお、(a)(b)の要件をどちらも満たすことが

確認できる書類を、補助金交付申請書に添付していただく予定です。

(a) 教育時間外または保育時間外に特別支援教育に従事している

(b) (a)に対して、通常の給与以外に受給した給与がある

例：学級担任が勤務時間外に、特別支援にかかる職員会議に出席し、

時間外手当を受給した場合の当該時間外手当

（２）教育研究経費

特別支援教育に係る研修会費、出張旅費、教材費等

※各支出経費に係る領収書や研修の実施要項、ホームページの写し、契約書等について

は、別途提出を求める場合や、補助金調査時に確認を行う場合があります。

必ず、各園において保管していただくようお願いします。

**６．提出書類等と期日**

期日までに、必要書類を提出してください。

なお、提出にあたっては、別紙「申請上の注意事項」を必ず参照してください。

（１）必要書類

表２のとおり

（２）期日

令和２年９月30日（水曜日）

（３）提出方法

郵送 ※今年度は、原則として郵送受付のみとさせていただきます。

※簡易書留やレターパック等、追跡記録が残る方法により郵送してください。

　　（４）提出上の注意

① 調査票の提出を予定している園は、必要書類を全て揃えた上で、期日までに提出

してください。

② 副申書、診断書等について、期日までの取得が困難な園児がいる場合は、府担当

職員までご相談ください。

③ 期日までに調査票の提出がない場合は申請予定のないものとみなし、期日以降の

提出は受け付けることができません。

　　　　④ 期日までに調査票を提出した場合であっても、期日以降の対象園児の追加および

入替えは受け付けることができません。ただし、取下げはこのとおりではありません。

　　　　⑤ 表２の２～４は、対象園児毎に左上をホッチキス留めにして提出してください。

表２：提出書類等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 対象 | 提出書類 | 様式 | 提出部数 |
| １ | 全園 | 調査票 | 様式１-１  様式１-２ | 各園１部 |
| ２ | 全園 | 副申書 | 様式２-１ | 各園児分 |
| ３ | 全園 | 診断書（判定書）等 | 様式２-２  あるいは  様式２-３ | 各園児分 |
| ４ | 全園 | 「個別の指導計画」及び  「個別の教育支援計画」の写し | 様式なし | 各園児分 |
| ５ | 認定こども園のみ | 支給認定書の写し  （１号認定あるいは２号認定） | 様式なし | 各園児分 |
| ６ | 全園 | 保護者説明の実施状況の確認書 | 様式３ | 各園１部 |
| ７ | 全園 | 補助対象経費内訳表（予定） | 様式４-１ | 各園１部 |
| ８ | 全園 | 特別支援教育担当教職員調査票（予定） | 様式４-２  あるいは  様式４-３ | 各園１部 |

[提出先]

〒540-8570

　大阪市中央区大手前3-1-43　大阪府庁新別館南館10階

大阪府教育庁私学課 幼稚園振興グループ　高山

（電話）06－6210－9273　（FAX）06－6210－9276